# 古今伝受の箱について

--箱の内容と継承 -

古今伝受を継承するためには、講釈を行い講釈終了後に切紙等の口店のように記す。このことについて盛田帝子氏は桜町天皇の意志に焦点をとにされた。このことについて盛田帝子氏は桜町天皇の意志に焦点をとにされた。このことについて盛田帝子氏は桜町天皇の意志に焦点をとにされた。このことについて盛田帝子氏は桜町天皇の意志に焦点をとにされた。このことについて盛田帝子氏は桜町天皇の意志に焦点をとにされた。このことについて盛田帝子氏は桜町天皇の意志に焦点をといされた。このことについて盛田帝子氏は桜町天皇の意志に焦点をといされた。

という、近世に入って初めて起こった出来事であり、前例がないがないという桜町天皇の強い意志である、幕末になると、口伝はなく箱伝受のみで、御所伝受が続くということはある。しかし、なく箱伝受のみで、御所伝受が続くということはある。しかし、なくれても三九のでである。ここで絶ってしまうわけにはいかないというと呼ばれている。

だけに、桜町天皇の苦悩も深かったに違いない。

小

髙

道

子

## 古今伝受の箱ということ

はなく箱伝受のみ」とあるから、箱伝受とは、講釈などを行わずに箱箱伝受のみで、御所伝受が続くということはある。」とされた。「口伝古今伝受の箱の授受について盛田氏は「幕末になると、口伝はなく

問題にして次のように記された。
について、青山英正氏は、箱の授受と披見するまでの日時をの授受のみで古今伝受が相伝されるという事であろうか。この箱を伝の授受のみで古今伝受が相伝されるという事であろうか。

こなわれており、伝受之連続性を主張しうる程度には空白期間が 見る向きもあったが、伝受箱の開見は通躬の死後一ヶ月以内にお 受の全てを相伝されたことにした。当時ここで伝受が途絶えたと と言ってよい。 伝がおこなわれたとされた。 十七日に飛鳥井雅光が没した際は、先に見た通り、その病床で相 八日、光格上皇が崩御した際、および嘉永四年(一八五一)九月 最小限に抑えられたと言える。天保十一年(一八四〇)十一月十 を受けて同月二十六日に各家の伝受箱を開見し、通躬から直接伝 講釈を受けていた烏丸光栄と三条西公福が、桜町天皇からの勅命 た。しかし、 伝受継承の危機は、 伝受保持者だった中院通躬が薨去した際は、 いずれの場合も、伝受之断絶は表面上取り繕われた 元文四年(一七三九)十二月二日、その時唯一の 安政四年 (一八五七) 以前にも何度かあっ 通躬に途中まで古今

# 智仁親王の古今伝受資料書写

古今伝受が終了したことにした。
古今伝受資料と古今伝受終了の証明状を智仁親王に送ることにより、
「舜旧記』)。そのため、細川幽斎から智仁親王への古今伝受の講釈は、
(『舜旧記』)。そのため、細川幽斎から智仁親王への古今伝受の講釈は、

幽斎に返した。慶長七年十一月十三日に、 そして同十月三日に、古今序秘注などとあわせて幽斎に奥書を依頼し 整理した『伝心抄叙并真名序抄』二冊あわせて五冊に表紙を付けた。 理した『古今和歌集聞書(清書本)』三冊と、幽斎が実枝の講釈聞書を 斎から預けられた箱の目録を作成した。その後、 種々の目録は宮内庁書陵部に伝わる。まず、慶長七年九月十三日に幽 智仁親王は、 に細川幽斎の古今伝受を継承した。古今伝受資料の書写校合を終えた した資料を含めて、自らの古今伝受の箱の目録を記した。 したのは、 智仁親王は幽斎の古今伝受資料を書写校合することにより、 (清書本)』三冊のみであった。十月五日には「古今集相伝之箱 幽斎は十一月二日に奥書を記した。しかしながら幽斎が奥書を記 幽斎の講釈を智仁親王が聞書して整理した『古今和歌集聞 資料を整理して目録を作成した。智仁親王が作成した 智仁親王は幽斎が奥書を記 幽斎の講釈聞書を整 名実共

## 三 古今伝受の箱の封紙

## (1) 智忠親王の封

御封」と包紙にあり、 れたことがわかる。 た古今伝受の箱は、 された封紙が収められている。これらの封紙から、 に「天香院殿御封 王の封紙は、延宝四(一六七六)年八月二十五日に開封された。 智忠親王は寛文二(一六六二)年に亡くなっている。 ている。「巳」について『典籍解題』 古今伝受の箱を整理した智忠親王による封紙は、 年、 あるいは寛永十八(一六四一)年とすべきであろう。 此箱延宝四八廿五初開之」とあり、 智忠親王により封印され、 中に智忠親王の花押が記された封紙が収められ は「延宝五年カ」と推測するが、 延宝四年に初めて開か 智忠親王が整理し 「巳正廿四天香院 承応二 (一六五 中に花押が記 包紙

### 後水尾院の封紙

(2)

ずに、 から、 封された。古今伝受の箱は封印して継承され、 納を終えている。 王が整理して封をした封紙を「初開」 少し前後する。あるいは、 四切之」とあり、 後水尾院の花押が記された封紙は、包紙に「法皇御封 年に後西院他三名への古今伝受を終了し、 自らの封を重ねたのであろうか。後水尾院は、寛文四(一六六 後水尾院が封をした封紙を同年同月十四日に開くのは、 後水尾院が封をした古今伝受の箱は、 中に「(花押) 後水尾院は、 封/之」と記されている。 が延宝四年八月二十五日とある 智忠親王が封印した封を開け 次の継承者が封を開い 和歌両神への和歌の奉 延宝四年に開 延宝四八/ 月日が 智忠親

### (3) 後西院の封紙

たのであろう。

渡したものであろう。 後西院の封紙は三紙伝わり、花押のみの一紙と、「天和三/八十二 後西院前の世級には「寛保三(一七四三)年三月廿一日被開之 のである。後水尾院が封をして延宝四年に開封された古 のである。後水尾院が封をして延宝四年に開封された古 のである。後水尾院が封をして延宝四年に開封された古 をある。後水尾院が封をして延宝四年に開封された古 をある。後の二紙の包紙には「寛保三(一七四三)年三月廿一日被開之 には、後西院から霊元天皇への古今伝受が終了し、和歌両神に和歌を をある。後の二紙の包紙には「寛保三(一七四三)年三月廿一日被開之 をある。後西院の封紙は三紙伝わり、花押のみの一紙と、「天和三/八十二

#### (4) 桜町天皇の封紙

ある一紙が伝わるという。 去している。桜町天皇は霊元天皇の門弟から講釈を聴くことではな 和歌両神に和歌を奉納している。桜町天皇の封紙は「太上天皇昭」と 箱を開封した翌延享元(一七四四)年に烏丸光栄から古今伝受を受け、 る事によって古今伝受を継承したのであろう。桜町天皇は古今伝受の 保三年には霊元院から古今伝受を受けた武者小路実陰も中院通躬も薨 く、勅封により継承された古今伝受の箱を開封し、その内容を検討す 後西院が封をした古今伝受の箱を開いたのは桜町天皇であった。 寛

りすることは、単に箱を授受するだけではなく、箱の中に収められて で古今伝受を継承することができたのであろう。 ことで秘伝を継承するからこそ、箱の授受、あるいは箱を披見する事 いる資料を継承することに意味があると推定できる。資料を閲覧する 古今伝受の箱の封紙を検討すると、古今伝受の箱を伝えたり開いた

箱にすぎなかった。桜町天皇は、智忠親王が整理し、 無理のないことであろう。しかしながら、通躬が継承した古今伝受の れた古今伝受の箱を開くことで、名実ともに古今伝受の継承になった るとすることも、細川幽斎から智仁親王への相伝の前例がある以上、 継承したとすることも、箱を見ることによって、通躬からの伝受であ 中院通躬が薨去した後、古今伝受の箱を開見することで古今伝受を 御所伝受の道統を伝える箱ではなく、霊元院に学んだ一門弟の 封印して継承さ

#### といえよう。

古今伝受の箱の授受については、 箱自体の授受だけではなく、

#### 注

- 1 近世雅文壇の研究(二〇一三年 汲古書院
- 2 八号)、「古今伝受後の智仁親王(5)―目録の作成をめぐって―」(『梅 これらの経緯については 「御所伝受の背景について」(『近世文芸』三
- 花短期大学研究紀要』三七号)で検討を加えた。 孝明天皇と古今伝受(文化史の中の光格天皇 2 0 1 8 勉誠出版

3

- 収められた資料の内容についても考察する必要があろう。
- 四